

# 平成 29 年度 第 2 回 登録解体工事 講習会を開催

平成 29 年度 (一社)三重県建設業協会 実施事業

開催日時：平成 30 年 1 月 18 日(木)～19 日(金)

開催場所：アスト津 4 階 アストホール

受講者：270 名

主催者：(一財)全国建設研修センター

## 事業内容：

解体工事に関する施工技術の専門化や施工実態の変化などに対応するため、平成 26 年 6 月 4 日、「建設業法等の一部を改正する法律」が公布されました。これにより建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されることになりました。これまで解体工事は既存の「とび・土工事業」の業種区分の中に含まれていましたが、「とび・土工事業」から分離独立する形で、解体工事のみを施工する専門業種として「解体工事業」が新設されました。法施行日である平成 28 年 6 月 1 日以降は、1 件 500 万円以上の解体工事を施工する場合は、「解体工事業」の許可が必要となります。

また、「解体工事業」を営むためには建設業法施行規則等で管理技術者等の資格要件が定められ、経過措置として平成 33 年 3 月 31 日までの間は、既存の「とび・土工事業」の技術者は、すべて解体工事業の技術者とみなされますが、その後は「解体工事業」としての技術者資格が必要となります。このようなことから、三重県建設業協会では会員企業に従事する国家資格を有する技術者を応援するため、国土交通省登録機関である(一財)全国建設研修センターの協力を得て「解体工事業」の技術者資格に必要な「登録解体工事講習」を昨年 5 月に三重県内で初めて実施し 919 名が受講しました。その後、仕事の関係などで受講することが出来なかった方々から要望があり、(一財)全国建設研修センターの協力を得て、第 2 回目の「登録解体工事講習会」を開催することになりました。

平成 30 年 1 月 18 日と 19 日の 2 日間、三重県建設業協会の会員企業に従事する技術者を対象に講習会を開催し、270 名の技術者が熱心に受講しました。研修終了後には修了証が交付されました。

技術者の皆さんの意識の高さがうかがわれました。

